

令和4年5月20日

令和4年第5回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第10号 投票区の設置の告示の一部改正について

議案第11号 指定投票区の指定及び指定関係投票区の定める告示の一部改正について

議案第12号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第13号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第14号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第15号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

・令和4年 6月1日（水）午前10時00分～

議案第10号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和47年福市南選告示第16号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

表中

「 野多目南	向新町二丁目、野多目二丁目、野多目三丁目(1番の一部)、野多目四丁目(老司投票区に属する区域を除く。)、老司一丁目(1番の一部、2番から4番まで、5番の一部、6番、7番の一部)	を 」
「 野多目	向新町一丁目、向新町二丁目、若久六丁目(71番の一部)、和田一丁目、和田二丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目(老司投票区に属する区域を除く。)、野多目五丁目(花畑第二投票区及び東花畑投票区に属する区域を除く。)、老司一丁目(1番の一部、2番から4番まで、5番の一部、6番、7番の一部)	に 」

改め、同表東若久投票区の項中「野多目北投票区」を「野多目投票区」に改め、同表野多目北投票区の項を削り、同表老司投票区の項中「野多目南投票区」を「野多目投票区」に改める。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第17条第2項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第9条の2の規定による。

議案第11号

指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示の一部改正について

指定投票区の指定及び指定関係投票区の定め告示（平成29年福市南選告示第5号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

ただし書の表玉川第二投票区の項中「野多目南投票区」を「野多目投票区」に改め、「野多目北投票区」を削る。

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第37条第7項及び同法施行令第26条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第26条第3項の規定による。

議案第12号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
191人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
525人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和4年5月20日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第13号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和4年5月20日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和4年5月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和4年4月20日			抹消												移替						新規登録者数	年月日末 での補正登録			令和4年5月20日			在外選挙人登録者数																	
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録 移転			抹消者計			登録			抹消				登録者数			新規登録者数				移転登録者数				抹消者数				登録者数								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計						
1 大楠西	2,424	3,226	5,650	1	0	1	7	14	21	0	0	0	8	14	22	18	21	39	18	17	35	0	0	0	0	0	0	2,416	3,216	5,632																
2 大楠東	2,004	2,294	4,298	2	0	2	9	9	18	0	0	0	11	9	20	15	11	26	12	16	28	0	0	0	0	0	0	1,996	2,280	4,276																
3 西高宮	2,916	3,446	6,362	2	5	7	9	3	12	0	0	0	11	8	19	15	17	32	15	16	31	0	0	0	0	0	0	2,905	3,439	6,344																
4 長丘	3,877	4,690	8,567	4	2	6	3	5	8	0	0	0	7	7	14	10	12	22	11	13	24	0	0	0	0	0	0	3,869	4,682	8,551																
5 長住	3,145	4,006	7,151	3	6	9	2	5	7	0	0	0	5	11	16	11	6	17	8	7	15	0	0	0	0	0	0	3,143	3,994	7,137																
6 西長住	1,451	1,771	3,222	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	10	16	3	9	12	0	0	0	0	0	0	1,454	1,771	3,225																
7 西花畑	2,886	3,253	6,139	2	1	3	1	5	6	0	0	0	3	6	9	9	11	20	6	9	15	0	0	0	0	0	0	2,886	3,249	6,135																
8 皿山	1,929	2,243	4,172	3	1	4	4	1	5	0	0	0	7	2	9	5	9	14	3	8	11	0	0	0	0	0	0	1,924	2,242	4,166																
9 花畑第一	3,049	3,489	6,538	1	6	7	12	8	20	0	0	0	13	14	27	3	7	10	14	19	33	0	0	0	0	0	0	3,025	3,463	6,488																
10 花畑第二	1,731	2,054	3,785	3	4	7	1	1	2	0	0	0	4	5	9	7	9	16	6	11	17	0	0	0	0	0	0	1,728	2,047	3,775																
11 柏原	3,523	4,006	7,529	4	4	8	8	3	11	0	0	0	12	7	19	5	10	15	5	5	10	0	0	0	0	0	0	3,511	4,004	7,515																
12 東花畑	2,373	2,761	5,134	3	2	5	4	5	9	0	0	0	7	7	14	5	12	17	6	7	13	0	0	0	0	0	0	2,365	2,759	5,124																
13 野多目南	1,720	2,145	3,865	3	3	6	1	3	4	0	0	0	4	6	10	6	13	19	4	7	11	0	0	0	0	0	0	1,718	2,145	3,863																
14 三宅第一	3,442	3,838	7,280	2	6	8	11	10	21	0	0	0	13	16	29	4	8	12	13	28	41	0	0	0	0	0	0	3,420	3,802	7,222																
15 三宅第二	3,191	4,045	7,236	3	2	5	9	13	22	0	0	0	12	15	27	34	33	67	20	21	41	0	0	0	0	0	0	3,193	4,042	7,235																
16 筑紫丘第一	2,552	3,037	5,589	2	3	5	10	7	17	0	0	0	12	10	22	13	14	27	5	8	13	0	0	0	0	0	0	2,548	3,033	5,581																
17 筑紫丘第二	1,163	1,388	2,551	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0	4	4	5	4	9	4	3	7	0	0	0	0	0	0	1,164	1,385	2,549																
18 東若久	2,949	3,341	6,290	2	6	8	4	2	6	0	0	0	6	8	14	14	11	25	15	13	28	0	0	0	0	0	0	2,942	3,331	6,273																
19 若久	3,525	4,406	7,931	3	3	6	10	9	19	0	0	0	13	12	25	11	17	28	8	14	22	0	0	0	0	0	0	3,515	4,397	7,912																
20 玉川第一	3,725	4,969	8,694	2	3	5	17	23	40	0	0	0	19	26	45	15	26	41	27	31	58	0	0	0	0	0	0	3,694	4,938	8,632																
21 玉川第二	1,775	2,346	4,121	0	0	0	11	8	19	0	0	0	11	8	19	12	19	31	9	8	17	0	0	0	0	0	0	1,767	2,349	4,116	0	2	2	0	0	0	0	0	0	47	83	130				
22 玉川第三	3,178	3,509	6,687	1	3	4	13	9	22	0	0	0	14	12	26	16	24	40	23	20	43	0	0	0	0	0	0	3,157	3,501	6,658	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)															
23 塩原	3,253	3,902	7,155	2	0	2	10	13	23	0	0	0	12	13	25	19	22	41	21	26	47	0	0	0	0	0	0	3,239	3,885	7,124																
24 宮竹第一	3,272	3,469	6,741	0	5	5	9	9	18	0	0	0	9	14	23	14	14	28	19	18	37	0	0	0	0	0	0	3,258	3,451	6,709																
25 宮竹第二	2,014	2,069	4,083	2	1	3	4	8	12	0	0	0	6	9	15	5	5	10	6	13	19	0	0	0	0	0	0	2,007	2,052	4,059																
26 高木	1,942	2,110	4,052	0	5	5	7	7	14	0	0	0	7	12	19	7	8	15	6	6	12	0	0	0	0	0	0	1,936	2,100	4,036																
27 井尻第一	1,029	1,079	2,108	0	2	2	5	2	7	0	0	0	5	4	9	5	3	8	5	7	12	0	0	0	0	0	0	1,024	1,071	2,095																
28 井尻第二	1,151	1,324	2,475	0	0	0	4	12	16	0	0	0	4	12	16	2	6	8	7	10	17	0	0	0	0	0	0	1,142	1,308	2,450																
29 臼佐	2,905	3,112	6,017	3	3	6	8	3	11	0	0	0	11	6	17	9	14	23	10	10	20	0	0	0	0	0	0	2,893	3,110	6,003																
30 大池	1,749	2,082	3,831	1	3	4	5	4	9	0	0	0	6	7	13	10	16	26	8	11	19	0	0	0	0	0	0	1,745	2,080	3,825																
31 寺塚	1,941	2,414	4,355	1	2	3	3	1	4	0	0	0	4	3	7	14	19	33	8	5	13	0	0	0	0	0	0	1,943	2,425	4,368																
32 東高宮	3,834	5,174	9,008	4	5	9	11	12	23	0	0	0	15	17	32	13	20	33		22	34	0	0	0	0	0	0	3,820	5,155	8,975																
33 横手	3,346	3,615	6,961	4	1	5	15	12	27	0	0	0	19	13	32	12	14	26	14	11	25	0	0	0	0	0	0	3,325	3,605	6,930																
34 野多目北	2,569	3,025	5,594	3	2	5	8	5	13	0	0	0	11	7	18	7	10	17	7	10	17	0	0	0	0	0	0	2,558	3,018	5,576																
35 鶴田	2,784	3,161	5,945	4	3	7	6	6	12	0	0	0	10	9	19	5	4	9	4	7	11	0	0	0	0	0	0	2,775	3,149	5,924																
36 老司	3,285	3,837	7,122	5	5	10	7	2	9	0	0	0	12	7	19	12	13	25	5	8	13	0	0	0	0	0	0	3,280	3,835	7,115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11				
37 弥永	2,351	2,796	5,147	3	5	8	6	9	15	0	0	0	9	14	23	7	11	18	6	10	16	0	0	0	0	0	0	2,343	2,783	5,126	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)															
38 弥永西	3,317	3,632	6,949	5	4	9	12	8	20	0	0	0	17	12	29	9	8	17	11	10	21	0	0	0	0	0	0	3,298	3,618	6,916																
計	99,270	117,064	216,334	83	108	191	266	259	525	0	0	0	349	367	716	389	491	880	384	474	858	0	0	0	0	0	0	98,926	116,714	215,640	0	2	2	0	0	0	0	0	0	52	89	141				

議案第14号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況 別紙のとおり

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

- 7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理府令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

- 第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

別紙

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年6月14日 令和3年6月15日 令和3年6月16日	堀内 徹夫	政治活動	南区の区域
令和3年7月9日	株式会社 プリミティブ・ドライブ 代表取締役 徳永 眞木子 福岡市中央区大名二丁目8番18号 天神パークビル7階	福岡県における人権問題に関する県民意識調査の対象者抽出	西高宮投票区、西長住投票区、東花畑投票区、三宅第一投票区、筑紫丘第一投票区、東若久投票区、玉川第二投票区、宮竹第一投票区、高木投票区、井尻第一投票区、野多目北投票区及び弥永投票区の240人
令和3年8月26日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ビル7階	若い有権者の政治・選挙に関する意識調査の対象者抽出	長住六丁目及び七丁目の17人（18歳から29歳までの人）
令和3年8月30日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	清水三丁目、大池一丁目、長住五丁目、柏原三丁目、鶴田二丁目、和田一丁目、野多目二丁目及び井尻五丁目の80人
令和3年9月10日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ビル7階	時事世論調査の対象者抽出	大池二丁目、多賀一丁目、高宮三丁目、長住七丁目、若久一丁目及び若久三丁目の108人

令和3年9月16日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・ 共同通信社世論調 査の対象者抽出	東花畑投票区、三 宅第二投票区及び 寺塚投票区の36人
令和3年11月18日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋四丁目26番5 号	嗜好品と社会的意 識及び行動の変化 に関する調査の対 象者抽出	井尻一丁目、塩原 一丁目及び皿山二 丁目の18人（20歳 から69歳までの 人）
令和3年11月19日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番 1号	全国の有権者を対 象に実施する世論 調査の対象者抽出	筑紫丘第一投票区

議案第15号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和4年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

（根拠）

・議決 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理府令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。